

浜田市交通安全対策協議会会則

(目的及び設置)

第1条 現下の交通情勢に鑑み、浜田市における交通問題の総合的な施策を推進するため、浜田市交通安全対策協議会（以下「交対協」という。）を設置する。

(事業)

第2条 交対協は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業について協議し、その対策を推進する。

- (1) 浜田市交通安全計画の素案の作成に関すること。
- (2) 浜田市交通安全計画の実施に関すること。
- (3) 交通安全の広報及び啓発に関すること。
- (4) 交通安全教育及び指導に関すること。
- (5) その他交通一般に関すること。

(組織)

第3条 交対協は、別表に掲げる交通機関及び関連団体の長の職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第4条 交対協に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、浜田市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、浜田市議会議長、浜田商工会議所会頭、浜田警察署長、浜田市交通安全協会会長の職にある者をもって充てる。
- 4 監事は、浜田商工会議所副会頭及び浜田市会計管理者の職にある者をもって充て、その職にある者が複数あるときは会長が選任する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、交対協を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 交対協の会議は、総会及び臨時会とする。

- 2 総会、臨時会は、会長が必要と認めたとき招集し、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。

(幹事)

第7条 交対協に幹事を置く。

2 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事長は浜田市総務部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、会議に付議する事項等について調査企画する。

(事務局)

第8条 交対協の事務局は、浜田市本庁防災安全課に置く。

(会計)

第9条 交対協の経費は、市の補助金等をもって充てる。

2 交対協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、交対協の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

浜田市交通安全対策協議会総会名簿

番号	構成	機関名	役職
1	会長	浜田市	市長
2	副会長	浜田市議会	議長
3	副会長	浜田商工会議所	会頭
4	副会長	浜田警察署	署長
5	副会長	浜田市交通安全協会	会長
6	委員	国土交通省浜田河川国道事務所	所長
7	委員	浜田県土整備事務所	所長
8	委員	浜田労働基準監督署	署長
9	委員	JR西日本 浜田駅	駅長
10	委員	浜田自動車協会	理事長
11	委員	浜田自動車工業会	会長
12	委員	島根県トラック協会	浜田支部長
13	委員	石見交通 浜田営業所	所長
14	委員	浜田地区安全運転管理者協会	会長
15	委員	浜田地区旅客自動車協同組合	理事長
16	委員	島根県浜田地区建設業協会	会長
17	委員	浜田二輪車普及協会	浜田支部長
18	委員	浜田商工会議所	運輸部会長
19	委員	自転車軽自動車協同組合	浜田支部長
20	委員	県立浜田高等学校	校長
21	委員	県立浜田商業高等学校	校長
22	委員	県立浜田水産高等学校	校長
23	委員	浜田市中学校長会	会長代理
24	委員	浜田市小学校長会	会長代理
25	委員	浜田市PTA連合会	会長
26	委員	浜田市交通安全母の会	会長
27	委員	浜田市交通指導員連絡会	会長
28	委員	浜田市高齢者クラブ連合会	会長
29	委員	浜田市連合自治協議会	会長
30	委員	金城町連合自治会	会長
31	委員	旭町連合自治会	会長
32	委員	弥栄地域自治会長会	会長
33	委員	三隅地域自治会連絡協議会	会長
34	委員	交通安全協会金城支部	副支部長
35	委員	交通安全協会金城支部	副支部長
36	委員	交通安全協会旭支部	副支部長
37	委員	交通安全協会旭支部	副支部長
38	委員	交通安全協会弥栄支部	副支部長
39	委員	交通安全協会弥栄支部	副支部長
40	委員	交通安全協会三隅支部	副支部長
41	委員	浜田市	副市長
42	委員	浜田市	教育長
43	監事	浜田市	副会頭
44	幹事	浜田市	会計管理官

別表(第7条関係)

番号		機 関 名	役 職
1	幹事	国土交通省 浜田河川国道事務所	道路管理課長
2		国土交通省 浜田国道維持出張所	出張所長
3		浜田県土整備事務所	維持第一課長
4		浜田警察署	交通課長
5		浜田警察署	交通総務係長
6		浜田商工会議所	専務理事
7		浜田市交通安全協会	事務局長
8		浜田市	総務部長
9		浜田市	地域政策部長
10		浜田市	健康福祉部長
11		浜田市	都市建設部長
12		浜田市	教育部長
13		浜田市	金城支所長
14		浜田市	旭支所長
15		浜田市	弥栄支所長
16		浜田市	三隅支所長